

件名【ABC 消費者情報 Vol. 65】

◎押し買い(訪問購入)に規制がかかるようになりました

自宅に押しかけてきた業者にアクセサリーなどの貴金属を強引に買い取られるといったトラブルが発生していましたが、法律の改正により、訪問購入業者に規制がかかるようになりました。

■主な改正点

- 買い取りを依頼していない消費者への勧誘が禁止
- 業者は連絡先などを記入した書面を交付しなければならない
- 消費者は契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできる
- 消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引き渡しを拒否できる

■トラブルにあわないために

- ドアを開ける前に、業者名、訪問の目的などを確認
- 買い取ってもらう気持ちがなければはっきり断る
- 業者が古物営業法で定められた「許可証」、「従業者証」を携帯しているか確認
- 業者の名刺や契約書類を必ずもらう
- 契約してもすぐに物品を業者に引き渡さず、できれば8日以内は手元に置いておく

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611